

様

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛

令和8(2026)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
(研究成果公開促進費)の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和8(2026)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)のうち、研究成果公開促進費「国際情報発信強化」の事業課題については、下記のとおり交付内定をいたしましたので通知します。

ついては、補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

なお、交付決定額については、令和8(2026)年度予算成立後に予算の範囲内において決定するため、交付内定額と異なる場合があります。また、本内定通知は、令和8(2026)年度予算が成立しない場合においては失効することを予めご留意ください。

記

I 交付内定課題

種 目 名 : 国際情報発信強化()

課 題 番 号 :

事業課題名称 :

交付予定額	:	令和 8(2026)年度	金	円
		令和 9(2027)年度	金	円
		令和10(2028)年度	金	円
		令和11(2029)年度	金	円
		令和12(2030)年度	金	円

II 提出書類及び提出期限

別紙3「令和8(2026)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「国際情報発信強化」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」の内容を確認した上で、下記の提出書類を取りまとめ、日本学術振興会に、それぞれの提出期限までに提出してください。

なお、提出期限以降については、原則として提出書類の修正は認められません。

提出書類	提出期限
(1) 必ず提出する書類	
① 交付申請書(様式A-52)	4月22日(水)
② 交付請求書(様式A-54-2)	
③ 振込銀行口座届(様式A-55)	
④ 団体情報等確認書類※	
(2) 必要に応じ提出する書類	
⑤ 交付内定後の代表者交替等届(様式A-59-1)	4月15日(水)

※ 団体情報確認書類について下記の書類を科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にて提出してください。

a) 法人の場合

- 1) 履歴事項全部証明書(発行日より3か月以内のもの)
- 2) 通帳のコピー(表紙、1ページ、残高が確認できる頁)

b) 任意団体(上記a以外の法人格の無い団体)の場合

任意団体の場合は以下の全てが必要です。

1) 代表者の本人確認書類

次のイ)～ホ)のいずれか1点以上。ただし、マイナンバーが記載されている書類は添付書類として受け付けることができません。

イ) 運転免許証又は運転経歴証明書(臓器提供意思表示欄にマスキングを施すこと。)(コピー)

ロ) 旅券(パスポート)(顔写真のあるページ。性別欄にマスキングを施すこと。)(コピー)

ハ) 住民票(発行日より3か月以内のもの。本籍地、性別欄にマスキングを施すこと。)

ニ) マイナンバーカード(表面(顔写真のある面)。性別、臓器提供意思表示欄にマスキングを施すこと)(コピー)

※マイナンバーカードの裏面(マイナンバーが記載されている面)は、提出しないでください。

ホ) 戸籍抄本(旧姓を代表者名として登録する場合)(発行日より3か月以内のもの。本籍地にマスキングを施すこと。)

2) 任意団体の確認書類

次のイ)及びロ)がわかる書類。同一の書類で確認できない場合は、イ)及びロ)について、以下の例のような書類をそれぞれ1点以上提出してください。

イ) 任意団体が現在、活動状態であること

ロ) 任意団体の事務局等の現住所

以下、書類の例

- ・日本学術会議協力学術研究団体の場合は指定されていることがわかる直近の書類
- ・任意団体の規約、会則等
- ・任意団体宛に官公庁から発行(発給)された書類(コピー)
- ・任意団体宛の郵便物の写し
- ・団体のウェブページ(スクリーンショット等)

3) 通帳のコピー(表紙、1ページ、残高が確認できる頁)

III 提出方法

電子申請システムにより日本学術振興会へ提出してください。(別紙2参照)。

なお、上表のうち、④については電子申請システム上にて①、②、③を作成する際に提出してください。⑤については、様式を日本学術振興会のウェブページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。

<様式掲載 URL>

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/koufu_dl.html

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ページにおいて、「記入例・作成上の注意」を掲載していますのでご活用ください。

IV 次年度以降の「交付予定額」について

「I 交付内定課題」に記載している次年度以降の「交付予定額」については、取組の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定通知に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の事業課題について、科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年10月7日規程17号)第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合

V 留意事項

1. 本年度に適用することを予定している補助条件は別紙4のとおりですので、内容を確認の上、適切に補助金を取り扱ってください。
2. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について、代表者に確認を求めています。この確認事項において、代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。代表者が補助金の交付を希望する場合は、全ての事項を十分確認の上、交付申請書等を提出してください。

<研究倫理教育教材>

- 『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会
- 研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])
- APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 等

※ 上記のうち、いずれかを選択し、通読・履修してください。

<研究倫理教育教材掲載ページ>

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

3. 新規の課題については本通知日以降、継続の課題については4月1日から、それぞれ補助事業を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は立て替えて補助金受領後に精算してください。

4. 交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、交付請求額が300万円未満の課題については前期に一括して送金します。なお、前期分は7月頃、後期分は10月頃に送金を行う予定です。

5. 「交付申請書」の作成に当たっては、先に提出済みの計画調書の内容及び令和8（2026）年度の「交付予定額」を踏まえ、取組の実態に即して妥当な変更を行うことは差し支えありません。

なお、通知した「交付予定額」では計画が遂行できないと判断される場合、計画を実施する学術団体等が解散しようとする場合、又はその他事情により計画の遂行が不可能となる場合には、交付申請を辞退してください。

6. 国際情報発信強化（A）に新規に採択された代表者には電子申請システムにて審査結果の所見等を開示します。「交付申請書」の作成に当たっては、事前に審査結果の所見等を確認してください。なお、審査結果及び所見等についての質問、照会には応じかねます。

【開示期間】

○令和8（2026）年4月上旬から令和8（2026）年6月30日まで（予定）

（開示日の詳細については、後日、電子申請システムのお知らせ欄等に掲載します。）

【開示内容の閲覧方法】

○独立行政法人日本学術振興会のウェブページ「研究成果公開促進費応募者向けページ」

（<https://www-shinsei.jps.go.jp/kaken/seika/index.html>）に掲載の「研究成果公開促進費応募者向け操作手引」を参照してください。

7. 交付申請書等に含まれる個人情報は、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

8. 平成29年2月17日付けで文部科学省より参考1の通知が発出されています。については、国際連合安全保障理事会決議第2321号の本文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「Ⅶ 提出先・問合せ先」に報告してください。

9. 本事業の実施に係る透明性の確保のために、学術団体等において必要な情報（代表者等の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）が代表者等から適切に共有されるよう取り扱ってください。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

【研究インテグリティ（内閣府HP）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

10. 代表者等が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属学術団体等の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することが必要です。学術団体等は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備してください（参考2参照）。

Ⅵ 令和8（2026）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）の交付内定・交付決定等の日程（予定）

種	目	国際情報発信強化
---	---	----------

交付内定の時期	4月1日
交付決定の時期	6月中旬
補助金送金の時期	交付決定のおおむね2～3週間後

Ⅶ 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究助成部 研究助成第一課 研究助成第二係

TEL 03-3263-0164

(添付書類)

別紙1 「交付申請にかかる事務手続等について」

別紙2 「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙3 「令和8(2026)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「国際情報発信強化」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」

別紙4 「「国際情報発信強化」補助条件(令和8(2026)年度)」(予定)

別紙5 「令和8(2026)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

参考1 「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」(平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知)

参考2 「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」(経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課)